

あつめて送ろう！高石うれしーとキャンペーン事業

「高石てんによん商品券・専用応募用紙」取扱店 募集要項

1. 事業概要

事業名称 あつめて送ろう！高石うれしーとキャンペーン事業

概要 新型コロナウイルスの影響で売上が減少した市内事業所の支援、及びコロナ禍での消費喚起策として「あつめて送ろう！高石うれしーとキャンペーン事業」を行います。高石市内の店舗にて11月1日以降、商品購入の際に受け取ったレシート・領収書30,000円分を1口として、専用応募用紙を使ってご応募いただいた方に、抽選で最大20,000人に5,000円分の商品券が当たるイベントです。

取扱店負担 **負担なし**

応募用紙名称 「専用応募用紙」

応募方法 11月1日～12月31日に市内事業者で発行されたレシート・領収書30,000円分を専用応募用紙を使って、高石商工会議所へ郵送又は持参
※専用応募用紙は広報たかいし11月号への折り込みの他、高石市、高石商工会議所等で配布予定です。
また、専用ホームページよりダウンロード及び印刷いただいでのご利用も可能です。但し、この場合、切手代は自己負担となります。

応募期間 令和2年11月2日（月）～令和3年1月5日（火）

応募場所 高石商工会議所

商品券名称 「高石てんによん商品券」

発行者 高石市

発行総額 100,000,000円

発行冊数 20,000冊

◆1冊「1000円券×3枚+500円券×4枚=7枚綴り」=額面5,000円分を当選者に送付

※より多くの店舗での使用となるよう1,000円券は全ての店舗で使用可

500円券は事務局が指定する店舗でのみ使用可能とします。

商品券有効期限 令和3年3月31日（水）

商品券換金期間 令和3年1月5日（火）～令和3年4月9日（金）

その他 他店での転用及び、未使用商品券の直接換金は禁止します。
おつりはできません。

2. 専用応募用紙取扱い方法

- (1) 事務局より送付する応募用紙を応募期間が始まったら店頭を設置してください。
- (2) 応募期間が終了したら応募用紙を回収し破棄してください。
- (3) 応募期間外に応募用紙を配布しないでください。
- (4) 応募用紙の紛失、滅失等に対して、発行者（高石市）及び受託者（高石商工会議所）は責任を負いません。
- (5) 応募に使用するレシート・領収書は市内全ての店舗が対象です（条件有）

3. 商品券取扱い厳守事項

- (1) 他店での転用及び、未使用商品券の直接換金は禁止します。
- (2) 商品券は物品の販売または役務の提供(リフォーム・修理も可)などの取引において利用可能です。
- (3) 商品券と現金の交換は禁止しています。
- (4) お釣りは出さないでください。不足分は現金等で受取ってください。
- (5) お客様から商品券が提示されましたら、冊子より必要枚数を切り離して商品券のみをお受取りください。
- (6) 商品券の対象外商品などを独自に定める場合(特売品など)は、予め消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等に使用できない旨を明示してください。
- (7) 有効期限を過ぎた商品券は受取らないでください。有効期限：令和3年3月31日(水)
- (8) 商品券の盗難・紛失、滅失、偽造、模造等に対して、発行者(高石市)および受託者(高石商工会議所)は責任を負いません。
- (9) 事務局より500円券取扱可能店舗として指定を受けていない店舗では500円券を受け取らないで下さい。換金不可となります。

4. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い(税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気、ガス、水道、電話料金等)
- (2) 不動産や金融商品(土地、家屋購入、家賃、地代、駐車料等)
- (3) たばこ 事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- (4) 有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (6) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ、コンビニでの振込用紙による支払い
- (8) 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) その他、各取扱店舗が指定するもの、発行者が相応しくないと判断したもの

5. 取扱店登録にあたっての取扱店資格

- (1) 大阪府「感染防止宣言」への登録等、感染症対策を実施している事業者。
- (2) 高石市内において「事業所」、「店舗等」を有する事業者であること。(市外系列店等は取扱不可)

※北助松商店街振興組合内の泉大津市域店舗を含む

ただし、次の事業者を除く。

- a. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等を行っている者。
- b. 特定の政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者。
- c. 上記3.【商品券の利用対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等。
- d. 高石市の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置を受けている者。

- e. 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- f. 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に関与しているとき。
- g. 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- h. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- i. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

6. 取扱店登録申請について

(1) 登録方法

取扱店登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、下記のいずれかの方法で申請してください。

- ①ホームページ【申込URL：https://www.knt-ks.co.jp/takaishi_sp/】
- ②FAX又は郵送。（別紙の取扱店登録申込書に必要事項を記入の上）
- ③説明会会場での直接受け渡し（別紙の取扱店登録申込書に必要事項を記入の上）

(2) 募集期間

令和2年10月6日（火）～令和2年11月30日（月）まで

上記期間以降も登録は出来ませんが、当選者に配布する店舗一覧に掲載されません。

商品券取扱申込先

〒556-0017 大阪市浪速区湊町1-4-38 近鉄新難波ビル6階

株式会社近畿日本ツーリスト関西 関西法人^{マイス}MICE支店内

高石市内経済活性化事業コールセンター
「高石うれしーとキャンペーン係」 宛

TEL：06-6635-2624 FAX：06-6641-0072

※大型店、量販店、チェーン店、系列店など市内に複数の店舗を持つ事業者は、店舗ごとに申請してください。

(3) 登録

登録申請のあった事業所については審査を経て、取扱店として登録し、店頭に掲示していただく「応募用紙」「取扱店表示ステッカー・ポスター」「商品券（見本）」、「換金ツール」等を後日配布します。登録後であっても申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消す場合があります。

7. 取扱店の責務等

取扱店は、次に掲げる事項を遵守または注意してください。

- (1) 取扱店は、利用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が発行する「取扱店表示ステッカー・ポスター」を消費者にわかりやすい場所に掲示してください。（店頭・レジカウンターなど）

- (2) 使用される商品券は、高石うれしーとキャンペーン係が事前に配布する「見本」と間違いないか確認してください。なお、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受取りを拒否するとともに、すみやかに警察へ通報していただくとともに、高石うれしーとキャンペーン係までご連絡をお願いします。商品券の「見本」については、レジ担当者や商品券を取り扱うすべての店員に周知願います。また、一度に大量の商品券が持ち込まれるなど、明らかに不正と思われる場合も受け取りを保留し、速やかに高石うれしーとキャンペーン係までご連絡ください。
- (3) 取引により商品券を受取ったときは、券裏面に「受領店舗印」を押印するなど、再流出防止に努めてください。すでに受領印があるものは、受け取りを拒否してください。
- (4) 偽造等の商品券を受け取った取扱店の補償はございません。
- (5) 本券の盗難、紛失または滅失等に対しても、発行者および運営者はその責を一切負いませんので、あらかじめご承知おきください。

8. 換金手続きについて

- (1) 換金は「口座振込」のみです。現金の換金は行っておりません。
- (2) 換金請求期間の受付時間（午前9時～午後5時）に高石商工会議所へ持ち込んでください。
- (3) 換金日について月初の定めるお日にちに商工会議所まで持参いただいた場合、月末に振込による入金をさせていただきます。
(取扱店に振込手数料をご負担いただくことはございません。)
- (4) 詳細な商品券の換金方法は商品券取り扱いマニュアルに掲載させていただく予定です。
参加店登録後にステッカー等と併せて郵送で送付させていただきます。

◆換金請求期間は、

令和3年1月5日（火）～令和3年4月9日（金）までとします。この期間を過ぎてからの受付には応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをしてください。

◆換金用伝票と商品券の枚数が合わない場合は、

高石うれしーとキャンペーン係から取扱店様へご連絡のうえ、ご返却させていただきます。再度、商品券の枚数をご確認のうえ伝票をご記入し持ち込んでください。

9. 取扱店の取消等

取扱店「募集要項」の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、取扱店登録の取消及び損害金の発生等が生じる場合があります。

10. その他留意事項

その他「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、高石市及び高石商工会議所、事務局が協議しその対応を決定します。

◎ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】高石市内経済活性化事業コールセンター

高石うれしーとキャンペーン係

〒556-0017

大阪市浪速区湊町1-4-38 近鉄新難波ビル6階

株式会社近畿日本ツーリスト関西 関西法人 MICE(マイス)支店内

TEL:06-6635-2624 FAX:06-6641-0072 営業時間:10:00～17:30（土日祝、年末年始は除く）